

業務体制の概要（薬局）

薬局の名称 _____

【通常の開店時間等】

週当たりの開店時間等		
薬局の開店時間	①	時間
一般用医薬品等販売時間	②	時間
第一類医薬品等販売時間	③	時間
要指導医薬品の販売時間	④	時間
第一類医薬品の販売時間	⑤	時間
情報提供するための設備	⑥	カ所

【通常の調剤及び一般用医薬品等の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

	調剤に従事する勤務時間数 (週当たり)	一般用医薬品等の販売に従事 する勤務時間数 (週当たり)	第一類医薬品等の販売に従事 する勤務時間数 (週当たり)
薬剤師			
登録販売者			
総和	⑦ 時間	⑧ (⑨) 時間	⑩ 時間

※ ⑨は、⑧から研修中の登録販売者の勤務時間数を除いた時間数を計上すること。

【体制省令への適合状況】 * 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。

調剤に従事する薬剤師の勤務時間数	⑦	≥	①	薬局の開店時間	(体制省令第1条第1項第6号)	
一般用医薬品等販売に従事する専門家の勤務時間数	⑨	=		≥	②	一般用医薬品等販売時間
情報提供設備の数	⑥					(体制省令第1条第1項第10号)
一般用医薬品等販売時間	②	≥	①	2	薬局の開店時間	
※なお、一般用医薬品の特定販売を行う薬局にあつては、その開店時間の1週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜(午後10時から午前5時まで)以外の開店時間の1週間の総和が15時間以上であることを目安とする。 (体制省令第1条第1項第11号)						
第一類医薬品等販売に従事する薬剤師の勤務時間数	⑩	=		≥	③	第一類医薬品等販売時間
情報提供設備の数	⑥					(体制省令第1条第1項第12号)
要指導医薬品の販売時間	④	≥	②	2	一般用医薬品等販売時間	
(体制省令第1条第1項第13号)						
第一類医薬品の販売時間	⑤	≥	②	2	一般用医薬品等販売時間	
(体制省令第1条第1項第14号)						

- * 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
- * 時間数は、週当たりの時間数の総和とする。
- * 一般用医薬品等…要指導医薬品又は一般用医薬品、第一類医薬品等…要指導医薬品又は第一類医薬品とする。
- * ②から⑤及び⑦から⑩について、開店時間内における時間とする。

【薬局開設者の講じなければならない措置】

営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内に、医薬品を使用する者等から相談があった場合における情報の提供又は指導を行うための体制（体制省令第1条第1項第5号）	無 ・ 有
調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定、従事者に対する研修の実施（体制省令第1条第1項第15号）	無 ・ 有
調剤された薬剤を販売授与する場合の情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定、従事者に対する研修の実施（体制省令第1条第1項第16号）	無 ・ 有
医薬品を販売授与する場合の情報提供及び指導その他の医薬品の販売授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定、従事者に対する研修の実施（体制省令第1条第1項第17号）	無 ・ 有
医薬品の安全使用のための責任者の設置（体制省令第1条第2項第1号）	無 ・ 有
従事者から薬局開設者への事故報告の体制（体制省令第1条第2項第2号）	無 ・ 有
医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書（体制省令第1条第2項第3号）	無 ・ 有

【薬剤師不在時間における体制】

管理薬剤師が薬剤師不在時間内に当該薬局において勤務している従事者と連絡することが出来る体制（体制省令第1条第1項第8号）	無 ・ 有
薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合に近隣の薬局を紹介すること又は調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻る事その他必要な措置を講じる体制（体制省令第1条第1項第9号）	無 ・ 有
薬剤師不在時間がある薬局にあつては、薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（体制省令第1条第2項第4号）	無 ・ 有

* 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

* 「無・有」については該当するものに○をつけること。

* □については、該当するものに「レ」をつけること。

* 一日当たりの薬剤師不在時間は、四時間又は一日の開店時間の二分の一のいずれかを短い時間を超えないこと。（体制省令第1条第1項第7号）